

横須賀市報

第 1914 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

条 例	
◇横須賀市議会基本条例中一部改正……………	15525
規 則	
◇許認可等の標準処理期間に関する規則等中一部改正…	15526
告 示	
◇個人演説会等に必要な設備の程度その他必要な事項及び 納付すべき費用の額について……………	15527
◇指定居宅サービス事業者の指定について……………	”
◇指定地域密着型サービス事業者の指定について……………	15528
◇指定居宅介護支援事業者の指定について……………	”
◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について……………	”
◇指定地域密着型サービス事業者の事業の廃止につい て……………	”
◇指定居宅介護支援事業者の事業の廃止について……………	”
◇指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について…	”
◇指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業の廃止に ついて……………	15529
◇指定障害福祉サービス事業者の事業の廃止について…	”
◇地縁による団体の告示事項の変更について……………	”
◇地縁による団体の告示事項の変更について……………	”
◇健康増進センターの利用料金の額の変更の承認につい て……………	”
◇除却広告物等の保管について……………	15530
◇放置自転車等の移動について……………	”
◇道路区域変更について……………	15531
◇道路の供用開始について……………	”
公 告	
◇介護保険料納入通知書の公示送達……………	”
◇介護保険料の督促状の公示送達……………	”
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達……………	”
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達……………	”
◇国民健康保険料の督促状の公示送達……………	15532
◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達……………	”
◇開発行為の工事完了について……………	”
◇固定資産税・都市計画税の納税通知書の公示送達……	”
◇軽自動車税の納税通知書の公示送達……………	”
◇追浜駅前第2街区第一種市街地再開発事業の事業計画の 変更に関する図書の縦覧について……………	”
◇開発行為の工事完了について……………	”
◇農用地利用集積等促進計画について……………	15533
上下水道企業管理規程	
◇上下水道局企業職員特殊勤務手当支給規程中一部改 正……………	”
◇上下水道局企業職員被服貸与規程中一部改正……………	”
教育委員会告示	
◇個人演説会等に必要な設備の程度その他必要な事項及び 納付すべき費用の額について中一部改正……………	”
◇教育委員会定例会の招集について……………	15534
選挙管理委員会告示	
◇選挙権を有する方の50分の1、3分の1及び6分の1の 数について……………	”
土地開発公社公告	
◇令和6年度横須賀市土地開発公社事業報告について…	”
◇令和6年度横須賀市土地開発公社決算について……………	15535
正 誤	

条 例

横須賀市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布す
る。

令和 7 年 6 月18日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第47号 (令和 7 年 6 月18日)
掲 示 済

横須賀市議会基本条例の一部を改正する条例

横須賀市議会基本条例（平成22年横須賀市条例第38号）の一
部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 基本原則（第 3 条―第 6 条）

第 3 章 議会運営等（第 7 条―第11条）

第 4 章 市民と議会の関係（第12条―第15条）

第 5 章 議会と市長等との関係（第16条―第19条）

第 6 章 議会の機能強化及び議会改革の推進（第20条―第29
条）

第 7 章 議員の身分及び待遇（第30条・第31条）

第 8 章 議会局等（第32条・第33条）

第 9 章 継続的な検証（第34条）

第 1 章から第 3 章までを次のように改める。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この議会基本条例（以下「この条例」という。）は、
二元代表制のもとでの議会の役割を踏まえつつ、議会及び議
員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定め
ることにより、公平、公正で透明な議会運営を図り、もって
市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与するこ
とを目的とする。

（この条例の位置付け）

第 2 条 この条例は、議会の最高規範的位置付けを有し、議会
に関する他の条例、規則等の制定又は改廃を行うときは、こ
の条例の理念を反映させ、この条例に定める事項との整合を
図らなければならない。

第 2 章 基本原則

（議会及び議員の責務）

第 3 条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、
規則等を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えなければ
ならない。

（議会の活動原則）

第 4 条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた
議会であること。
- (2) 議案提出権、市長提出議案に対する修正動議の発議権等
を議員が有することを踏まえて議決権を行使し、市政の運
営に貢献すること。
- (3) 市民本位の立場から、市長等（市長その他の執行機関を
いう。以下同じ。）により適正な市政運営が行われている
かを監視し、さまざまな政策等が、適切に施行され、又は
運用されているか常に検証を怠りなく行うこと。
- (4) 市民参加の機会の拡充を図り、市民の多様な意見をもと
に政策立案、政策提言等の強化に努めること。

- (5) 議会運営は、市民に分かりやすい視点、方法等で行うこと。
- (6) ジェンダー平等をはじめとした人権尊重の理念のとり、多様な議員が議会活動を行うために必要な環境を整備するよう努めること。

(議員の活動原則)

第 5 条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 議案に対する議決への参加のみならず、本市の政策を策定するために議案を提出することが議員に与えられた権限であることに鑑み、積極的な調査研究その他の活動を通じて、これを適切に行使用すること。
- (3) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんにより、市民代表として、ふさわしい活動をする事。

(議員の政治倫理)

第 6 条 議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められていることを深く自覚し、行動しなければならない。

2 議員の政治倫理については、別に条例で定める。

第 3 章 議会運営等

(通年議会)

第 7 条 議会が、市政の執行に関する監視機能の強化及び政策立案に関する機能の充実を図り、主導的かつ機能的に活動できるようにするため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第 102 条第 2 項の規定による条例で定める定例会の回数は年 1 回とし、その会期を通年とする。

2 議会の会期を通年とすることに関し必要な事項は、別に定める。

(議員定数)

第 8 条 法第91条第 1 項の規定により、条例で定める議会の議員の定数は、39人とする。

2 議員定数の条例改正案は、法第74条第 1 項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、原則として議員が改正理由の説明を付して提案するものとする。

3 前項の規定は、市長の条例議案の提出権を制限するものと解してはならない。

(委員会)

第 9 条 議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査するとともに、新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、事案の専門性、特性等を考慮し、法第 109 条に規定する委員会を適切に設置し、及び活用するものとする。

2 前項の規定に基づき、議会に次に掲げる常任委員会及び議会運営委員会を置く。

- (1) 総務常任委員会
- (2) 民生常任委員会
- (3) 環境教育常任委員会
- (4) 都市整備常任委員会
- (5) 予算決算常任委員会

3 議会は、第 1 項の規定に基づき、必要に応じて議決により特別委員会を置くものとする。

4 前 2 項の規定に基づく委員会の運営等については、別に条例で定める。

(災害時等の対応)

第10条 議会は、災害の発生、感染症のまん延等により不測の事態が起きたとき又はそのおそれがあるときは、市長等と協力し、市民生活の安定及び維持に努めなければならない。

2 災害等による不測の事態が生じた際における議会の機能維持に関し必要な事項は、別に定める。

(会派)

第11条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派等と合意形成に努めるものとする。

第12条第 2 項中「すべて」を「全て」に改める。

第13条第 1 項前段中「政策提案」を「政策提言」に改める。

第14条中「政策提案」を「政策提言」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 議会は、市政に関する基本的な政策等の策定に当たり、市民が意見を提出する機会として、パブリック・コメント手続を有効に活用するものとする。

3 パブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

「第 6 章 議会の機能強化」を「第 6 章 議会の機能強化及び議会改革の推進」に改める。

第20条第 1 項中「積極的に」を「必要に応じて」に改める。

第23条を次のように改める。

(専門的知見の活用)

第23条 議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、学識経験者等の専門的知見を活用するものとする。

「第 7 章 議会改革の推進」を削る。

第29条中「議会との交流」を「議会、学術研究機関等との交流」に改める。

第 8 章を第 7 章とする。

第31条第 2 項中「第 5 条第 2 項」を「第 8 条第 2 項」に改める。

第 9 章を第 8 章とする。

「第10章 継続的な検討」を「第 9 章 継続的な検証」に改める。

第34条の見出しを「（継続的な検証）」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

議会は、一般選挙を経た任期中に、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているか検証を行い、その結果に基づいて、この条例の改正を含め所要の措置を講ずるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 横須賀市議会委員会条例（平成14年横須賀市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項各号列記以外の部分中「第 7 条第 2 項」を「第 9 条第 2 項」に改める。

第 2 条第 1 項中「第 7 条第 2 項」を「第 9 条第 2 項」に改め、同条第 2 項中「第 7 条第 3 項」を「第 9 条第 3 項」に改める。

規 則

横須賀市規則第62号

許認可等の標準処理期間に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 6 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

許認可等の標準処理期間に関する規則等の一部を改正する規則

(許認可等の標準処理期間に関する規則の一部改正)

第 1 条 許認可等の標準処理期間に関する規則（平成13年横須賀市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第11第 4 項第11号中「特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例」を「特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例」に改める。

(事務分掌規則の一部改正)

第 2 条 事務分掌規則（平成17年横須賀市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第18条宅地審査防災課の部第 1 号中「特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例」を「特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例」に改める。

附 則
この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

告 示

横須賀市告示第 111 号 (令和 7 年 6 月13日
掲 示 済)

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第 119 条第 2 項及び第 121 条の規定による個人演説会に必要な設備の程度その他必要な事項及び納付すべき費用の額を横須賀市選挙管理委員会
の承諾を得て次のとおり定めます。
なお、平成28年横須賀市告示第 108 号（個人演説会等に必要な設備の程度その他必要な事項及び納付すべき費用の額について）は、廃止します。
令和 7 年 6 月13日

横須賀市長 上 地 克 明

個人演説会等に必要な設備の程度その他必要な事項及び納付すべき費用の額

施 設 の 名 称	設備をする箇所	面 積 平方メートル	収容人員 人	設 備 の 程 度					納付すべき費用の額		
				照 明	拡声機	演 壇	聴衆席 脚	弁士控室	平 日		休 日
									昼 間	夜 間	
横 須 賀 芸 術 劇 場	小 劇 場	4,286	600	有	有	有	574	有	芸術劇場条例（平成5年横須賀市条例第36号）及び芸術劇場条例施行規則（平成5年横須賀市規則第53号）の定めるところによる。		
横 須 賀 市 文 化 会 館	大 ホ ー ル	1,404	1,216	有	有	有	1,098	有	文化会館条例（昭和40年横須賀市条例第12号）及び文化会館条例施行規則（昭和40年横須賀市規則第29号）の定めるところによる。		
	中 ホ ー ル	204	250	有	有	有	250	有			
横須賀市はまゆう会館	ホ ー ル	659	526	有	有	有	516	有	総合福祉会館条例（平成5年横須賀市条例第15号）の定めるところによる。		
横 須 賀 市 立 総 合 福 祉 会 館	ホ ー ル	421	450	有	有	有	450	有	産業交流プラザ条例（平成5年横須賀市条例第37号）の定めるところによる。		
横 須 賀 市 産 業 交 流 プ ラ ザ	第 1 研 修 室	160	64	有	有	有	64	無	コミュニティセンター条例（平成19年横須賀市条例第58号）の定めるところによる。		
追 浜 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 北 館	集 会 室	371	350	有	有	有	300	有			
長 浦 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	集会室兼体育室	371	300	有	有	有	180	無			
坂 本 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	多 目 的 室	123	40	有	有	有	40	無			
本 町 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	集会室兼体育室	402	300	有	有	有	300	無			
安 浦 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	集会室兼体育室	187	150	有	有	有	150	無			
三 春 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	集会室兼体育室	412	300	有	有	有	250	無			
池 上 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	集会室兼体育室	414	323	有	有	有	150	無			
浦 賀 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 分 館	第1学習室及び 第2学習室	99	65	有	有	有	65	有			
鴨 居 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	集会室兼体育室	375	300	有	有	有	150	無			
岩 戸 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	集会室兼体育室	336	240	有	有	有	200	有			
北 下 浦 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 分 館	大 会 議 室	79	90	有	無	有	50	無			
長 井 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	第 2 会 議 室	74	60	有	有	無	60	無			
武 山 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	集会室兼体育室	356	274	有	無	無	200	無			
横須賀市総合体育会館	第 1 競 技 場	3,245	5,000	有	有	有	2,600	有	体育会館条例（昭和29年横須賀市条例第31号）及び体育会館条例施行規則（平成29年横須賀市規則第52号）の定めるところによる。		
横須賀市北体育会館	競 技 場	1,454	1,555	有	有	有	220	有			
横須賀市南体育会館	競 技 場	1,671	3,342	有	有	有	300	有			
横須賀市西体育会館	競 技 場	1,435	3,276	有	有	有	200	有			

横須賀市告示第 113 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第41条第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しました。

令和 7 年 6 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 6 月 1 日	まごころヘルパー	横須賀市小原台24番19号	訪問介護	横浜市保土ヶ谷区境木町15番地57 株式会社レリア 代表取締役 松 田 晋 介

横須賀市告示第 114 号 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第42条の 2 第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者とし			て指定しました。 令和 7 年 6 月25日 横須賀市長 上 地 克 明	
指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 6 月 1 日	リハビリゆ処 すず の木	横須賀市安浦町 2 丁目24 番地 6 都築ビル 1 階	地域密着型通所介 護	横須賀市日の出町一丁目13番地 9 株式会社エスエスケアサービス 代表取締役 鈴 木 康 江
横須賀市告示第 115 号 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第46条第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定しま			した。 令和 7 年 6 月25日 横須賀市長 上 地 克 明	
指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 6 月 1 日	ヴィーナス・プラー ン	横須賀市佐野町 3 丁目14 番地	居宅介護支援	横須賀市吉井四丁目19番23号 合同会社小野ケアサポート 代表社員 小 野 正 美
横須賀市告示第 116 号 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第75条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨			の届出がありました。 令和 7 年 6 月25日 横須賀市長 上 地 克 明	
廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 5 月31日	ニチイケアセンター 横須賀	横須賀市船越町 1 丁目56 番地廣瀬ビル 1 階 101 号 室	福祉用具貸与	東京都千代田区神田駿河台四丁目 6 番地 株式会社ニチイ学館 代表取締役 中 川 創 太
同	ニチイケアセンター 横須賀	横須賀市船越町 1 丁目56 番地廣瀬ビル 1 階 101 号 室	特定福祉用具販売	東京都千代田区神田駿河台四丁目 6 番地 株式会社ニチイ学館 代表取締役 中 川 創 太
横須賀市告示第 117 号 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第78条の 5 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービスの事業を			廃止する旨の届出がありました。 令和 7 年 6 月25日 横須賀市長 上 地 克 明	
廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 5 月31日	グループホーム と まと	横須賀市西浦賀 5 丁目33 番 7 号シーサイド池上	認知症対応型通所 介護	横須賀市西浦賀五丁目33番 7 号シー サイド池上 有限会社ケア・ワークきらら 代表取締役 白 土 あさみ
横須賀市告示第 118 号 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第82条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援の事業を廃止する旨			の届出がありました。 令和 7 年 6 月25日 横須賀市長 上 地 克 明	
廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 5 月31日	ヴィーナス・プラー ン	横須賀市佐野町 3 丁目14 番地	居宅介護支援	横須賀市富士見町三丁目76番地 合同会社飯塚ケアサポート 代表社員 飯 塚 貞 枝
横須賀市告示第 119 号 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定介護予防サービスの事業を			廃止する旨の届出がありました。 令和 7 年 6 月25日 横須賀市長 上 地 克 明	

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 5 月31日	ニチイケアセンター 横須賀	横須賀市船越町 1 丁目56 番地廣瀬ビル 1 階 101 号 室	介護予防福祉用具 貸与	東京都千代田区神田駿河台四丁目 6 番地 株式会社ニチイ学館 代表取締役 中 川 創 太
同	ニチイケアセンター 横須賀	横須賀市船越町 1 丁目56 番地廣瀬ビル 1 階 101 号 室	特定介護予防福祉 用具販売	東京都千代田区神田駿河台四丁目 6 番地 株式会社ニチイ学館 代表取締役 中 川 創 太

横須賀市告示第 120 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の15第 2 項の
規定により、次に掲げる者から指定地域密着型介護予防サービ

スの事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 7 年 6 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 5 月31日	グループホーム と まと	横須賀市西浦賀 5 丁目33 番 7 号シーサイド池上	介護予防認知症対 応型通所介護	横須賀市西浦賀五丁目33番 7 号シー サイド池上 有限会社ケア・ワークきらら 代表取締役 白 土 あさみ

横須賀市告示第 121 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律（平成17年法律第 123 号）第46条第 2 項の規定により、次に

掲げる者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出
がありました。

令和 7 年 6 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 3 月31日	ウェルビーイング V i l l . A V i l l . B	横須賀市三春町 6 丁目27 番地15ユナイト三春ウィ ンチェスター 205	共同生活援助	東京都町田市金森東四丁目26番11号 合同会社ジョイス 代表社員 松 村 育 子
令和 7 年 4 月30日	L A K I	横須賀市東浦賀 1 丁目 2 番 2 号 2 F	就労継続支援 B 型	厚木市戸田1466番地 7 合同会社 C h h a t h p a r v a 代表社員 井 上 聖 子

横須賀市告示第 122 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条の 2 第11項の規
定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届
出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和 7 年 6 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

地縁団体の名称	主 た る 事 務 所	
	変 更 前	変 更 後
東浦賀和光台自 治会	横須賀市東浦賀 2 丁 目31番 2 号	横須賀市東浦賀 2 丁 目39番 6 号

横須賀市告示第 123 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条の 2 第11項の規
定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届
出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和 7 年 6 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

地縁団体の名称	代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	
	変 更 前	変 更 後
追浜南町協力会	山 口 正 廣 横須賀市追浜南町 2 丁目 1 番地	平 松 博 史 横須賀市追浜南町 2 丁目23番地

森崎リアンシテ ィ自治会	広 田 克 寿 横須賀市森崎 5 丁目 27番 2 号	田 子 昌 仁 横須賀市森崎 5 丁目 21番 8 号
芝生町内会	長谷川 博 横須賀市浦賀 3 丁目 14番 1 号	渡 邊 紳一郎 横須賀市浦賀 1 丁目 5 番11号
栗田町内会	森 田 浩 三 横須賀市栗田 2 丁目 20番 8 号	上 野 義 典 横須賀市栗田 1 丁目 29番20号

横須賀市告示第 124 号

健康増進センター条例（平成12年横須賀市条例第65号）第 4
条第 4 項の規定により、令和 4 年横須賀市告示第57号（健康増
進センターの利用料金の額の承認について）に係る健康増進セ
ンターの利用料金について、令和 7 年 7 月21日の中学生以下の
利用者及び当該利用者に同伴する者（当該利用者の直系尊族
（事実上これらと同様の関係にある者を含む。）に限り、当該
利用者 1 人につき 2 人を限度とする。）の利用料金に限り次の
とおり変更することを承認しました。

令和 7 年 6 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 利用料金を承認した施設
健康増進センター条例第 2 条に掲げる施設（健康増進部門

に限る。)

2 利用料金の額
無料

~~~~~  
**横須賀市告示第 125 号**

屋外広告物法（昭和24年法律第 189 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 7 年 6 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

| 広告物等の名称又は種類 | 広告物等の数量 | 広告物等が放置されていた場所                          | 除 却<br>年月日         | 保 管<br>期 間   |
|-------------|---------|-----------------------------------------|--------------------|--------------|
| はり札等        | 9       | 吉倉町 1 丁目、不入斗町 3 丁目、公郷町 5 丁目及び大矢部 5 丁目地内 | 令和 7 年 5 月 1 日から同月 | 告示の日の翌日から起算し |

|      |   |            |           |            |
|------|---|------------|-----------|------------|
| 立看板等 | 1 | 大矢部 5 丁目地内 | 30日ま<br>で | て 2 週<br>間 |
|------|---|------------|-----------|------------|

2 保管場所

横須賀市武 3 丁目22番 1 号

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所及び返還日時

返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。

(2) 持参するもの

受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

4 問い合わせ先

横須賀市都市部まちなみ景観課

~~~~~  
横須賀市告示第 126 号

自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年横須賀市条例第 29号）第10条第 2 項及び第 4 項並びに第28条第 2 項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和 7 年 6 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転車及び普通自動二輪車		
令和 7 年 5 月 1 日から同月30日まで	台 68	台 1	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	浦郷町自転車等保管所 横須賀市浦郷町 3 丁目48番地
同	2	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	3	0	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	17	3	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	4	2	県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	3	0	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	7	2	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	5	4	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	0	浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	10	0	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	30	1	夏島町、田浦町 1 丁目、坂本町 1 丁目、汐入町 5 丁目、本町 2 丁目、小川町、大滝町 1 丁目、米が浜通 2 丁目、安浦町 1 丁目、三春町 5 丁目、富士見町 3 丁目、佐野町 2 丁目・ 6 丁目、池上 4 丁目、平作 1 丁目・ 8 丁目、長井 1 丁目、御幸浜及び太田和 1 丁目地内の道路	同
同	0	1	追浜駅第 1 自転車等駐車場	浦郷町自転車等保管所 横須賀市浦郷町 3 丁目48番地
同	1	0	追浜駅第 3 自転車等駐車場	同
同	1	0	北久里浜駅第 1 自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地

同	2	0	浦賀駅第2自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
---	---	---	--------------	-----------------------------

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間
- 3 返還を受ける方法
 - (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
 - (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。
 - (3) 移動費用
自転車 1台につき 2,500円
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1台につき 5,000円
 - (4) 持参するもの
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であるこ

- とを証明するもの及び印鑑
4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
5 問い合わせ先
横須賀市建設部建設総務課

横須賀市告示第 127 号

道路区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和7年6月25日

横須賀市長 上 地 克 明

路 線 名	旧新別	区 間	敷地の幅員	延 長
844	旧	上町 4 丁目22番の 5 地先から 不入斗町 4 丁目31番の 5 地先まで	メートル 1.8～ 1.9	メートル 22.0
	新	上町 4 丁目22番の 5 地先から 不入斗町 4 丁目31番の 5 地先まで	1.8～ 3.1	22.0
2,838	旧	野比 2 丁目 319 番の 1 地先から 野比 2 丁目 300 番の 1 地先まで	1.8～ 2.1	67.0
	新	野比 2 丁目 319 番の 1 地先から 野比 2 丁目 300 番の 1 地先まで	1.8～11.0	16.6

横須賀市告示第 128 号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、令和7年6月25日から次のように道路の供用を開始します。その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和7年6月25日

橫須賀市長 上 地 克 明

路線名	起 終	点 点
844	上町 4 丁目22番の 5 地先から 不入斗町 4 丁目31番の 5 地先まで	

公 告

横須賀市公告第 116 号 (令和 7 年 6 月 12 日)
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和7年6月12日

橫須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和 6 年度	介護保険料納入 通知書	5 月分の納期限は、令和 7 年 6 月 30 日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第 117 号 (令和 7 年 6 月 12 日)
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和7年6月12日

橫須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発 付 年 月 日
令和 6 年度	介 護 保 険 料	1 月 分	令和 7 年 2 月 28 日
		3 月 分	令和 7 年 4 月 30 日

(別紙略)

横須賀市公告第 118 号 (令和 7 年 6 月 12 日)
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和7年6月12日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和 6 年度	国民健康保険料 決定通知書	3 月分の納期限は、令和 7 年 6 月30日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第 119 号 (令和 7 年 6 月 12 日)
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないた

め、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 6 月12日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和 5 年度	国民健康保険料 変更通知書	減額分
令和 6 年度		減額分
		4 月分の納期限は、令和 7 年 6 月30日に変更する。

（別紙略）

横須賀市公告第 120 号（令和 7 年 6 月12日
掲 示 済）

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 6 月12日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発 付 年 月 日
-----	-----	-----	-----------

令和 6 年度	国民健康保険料	2 月 分	令和 7 年 3 月31日
		3 月 分	令和 7 年 4 月30日

（別紙略）

横須賀市公告第 121 号（令和 7 年 6 月12日
掲 示 済）

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第 112 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 6 月12日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発 付 年 月 日
令和 6 年度	後期高齢者医療 保険料	3 月 分	令和 7 年 4 月30日

（別紙略）

横須賀市公告第 122 号（令和 7 年 6 月13日
掲 示 済）

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 7 年 6 月13日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工事完了検査済証交付 年月日及び交付番号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
令和 6 年 3 月 6 日 令 5 開第13号	令和 7 年 6 月 3 日 令 7 第 6 号	横須賀市久比里 2 丁目 395 番 1 ほか 2 筆	横須賀市日の出町一丁目 7 番地 株式会社ベルテックス 代表取締役 武 田 哲

横須賀市公告第 123 号（令和 7 年 6 月17日
掲 示 済）

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 6 月17日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和 7 年度	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	定期賦課分及び過年度 7 月随 時分

（別紙略）

横須賀市公告第 124 号（令和 7 年 6 月20日
掲 示 済）

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 6 月20日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和 7 年度	軽 自 動 車 税 （種別割）	全期分

（別紙略）

横須賀市公告第 125 号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第 2 項において準用する同法第19条第 1 項の規定により、神奈川県知事から追浜駅前第 2 街区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更に關する図書の送付を受けたので、次のとおり縦覧に供します。

令和 7 年 6 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 縦覧場所
横須賀市経営企画部まちづくり政策課
- 縦覧時間
午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

横須賀市公告第 126 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 7 年 6 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工事完了検査済証交付 年月日及び交付番号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
令和 5 年11月28日 令 5 開第 8 号	令和 7 年 5 月29日 令 7 第 5 号	横須賀市野比 2 丁目 319 番ほか 5 筆	横須賀市久里浜一丁目 5 番 3 号 株式会社栄林 代表取締役 林 日出海

横須賀市公告第 127 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第 101 号）第18条第 5 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可したので、同条第 7 項の規定により公告します。
その農用地利用集積等促進計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和 7 年 6 月25日

横須賀市長 上 地 克 明
記の 1

- 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 1 丁目1010番
- 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名
横須賀市津久井 1 丁目13番10号
有限会社岩崎ファーム
代表取締役 岩 崎 泰 樹
- 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市津久井 1 丁目13番10号
岩 崎 重 夫
- 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町 2 番地
公益社団法人 神奈川県農業会議
会長 持 田 文 男

記の 2

- 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 1 丁目79番 2
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市津久井 5 丁目 9 番33号
西 脇 博 樹
- 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 3 丁目21番14号
嘉 山 惣一郎
- 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町 2 番地
公益社団法人 神奈川県農業会議
会長 持 田 文 男

記の 3

- 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 3 丁目3065番並びに 4 丁目3575番 2
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井 3 丁目34番17号
秋 本 敏 美
- 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
茅ヶ崎市西久保 995 番地 1
田 島 ひろみ
- 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町 2 番地
公益社団法人 神奈川県農業会議
会長 持 田 文 男

記の 4

- 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 4 丁目3574番 1
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井 3 丁目34番17号
秋 本 敏 美
- 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長瀬 1 丁目14番14号
今 村 まち子
- 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町 2 番地
公益社団法人 神奈川県農業会議
会長 持 田 文 男

上下水道企業管理規程

横須賀市上下水道企業管理規程第14号

上下水道局企業職員特殊勤務手当支給規程（昭和31年横須賀市水道企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。
令和 7 年 6 月25日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第 2 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

第 5 条を削る。

第 6 条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とする。

附 則

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第15号

上下水道局企業職員被服貸与規程（昭和34年横須賀市水道企業管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月25日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

別表中

防寒服	1	専ら屋外の作業に従事する職員で管理者が必要と認めるもの	を
-----	---	-----------------------------	---

防寒服	各 1	専ら屋外の作業に従事する職員で管理者が必要と認めるもの	に
ファン付き作業服			

改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第 7 号（令和 7 年 6 月13日）
掲 示 済

平成28年横須賀市教育委員会告示第 7 号（個人演説会等に必要な設備の程度その他必要な事項及び納付すべき費用の額について）の一部を横須賀市選挙管理委員会の承認を得て次のように改正します。

令和 7 年 6 月13日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

表中「9,563」を「10,668」に、「27,645」を「29,111」に、「29,084」を「30,576」に、

船越小学校	体育館	636	350	有	有	有	250	有	を
田浦小学校	体育館	485	280	有	有	有	150	有	

船越小学校	体育館	636	350	有	有	有	250	有	に、
-------	-----	-----	-----	---	---	---	-----	---	----

根岸小学校	体育館	644	330	有	有	有	250	有	を
走水小学校	体育館	460	230	有	有	有	200	有	

根岸小学校	体育館	644	330	有	有	有	250	有
-------	-----	-----	-----	---	---	---	-----	---

に、

養護学校	体育館	400	200	有	有	有	50	有
大楠幼稚園	遊戯室	148	120	有	有	有	50	有

を

養護学校	体育館	400	200	有	有	有	50	有
------	-----	-----	-----	---	---	---	----	---

に改

め、同表備考に関する部分中「436 円」を「541 円」に改める。

横須賀市教育委員会告示第 8 号 (令和 7 年 6 月16日) (掲 示 済)

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。
令和 7 年 6 月16日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

- 1 日時 令和 7 年 6 月19日午前 9 時30分
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所正庁

選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第 9 号 (令和 7 年 6 月 2 日) (掲 示 済)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条

- 1 事業実績
- (1) 用地管理事業

用地名	面積	取得年度
佐原地区文教施設建設用地	10,000.31 ㎡	平成16年度

- (2) 用地賃貸事業

用地名	面積	賃貸開始年度
馬堀海岸地区賃貸用地	12,682.09 ㎡	平成22年度

- (3) 土地保有状況

ア 公有用地（佐原地区文教施設建設用地）

区分	面積	金額
期首残高	10,000.31 ㎡	501,099,268 円
当期増減高	0	△4,485,973
期末残高	10,000.31	496,613,295

イ 賃貸用地（馬堀海岸地区賃貸用地）

区分	面積	金額
期首残高	12,682.09 ㎡	1,860,940,296 円
当期増減高	0	0
期末残高	12,682.09	1,860,940,296

- 2 決算収支

区分	金額
総収益	37,863,246 円
総費用	37,141,589
差引利益	721,657

第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する方の総数の50分の 1 の数、地方自治法第76条第 1 項、第80条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する方の総数の 3 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び第 5 条第15項に規定する選挙権を有する方の総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりです。

令和 7 年 6 月 2 日

横須賀市選挙管理委員会

委員長 山 口 道 夫

- 1 選挙権を有する方の総数の50分の 1 の数 6,501 人
- 2 選挙権を有する方の総数の 3 分の 1 の数 108,349 人
- 3 選挙権を有する方の総数の 6 分の 1 の数 54,175 人

土地開発公社公告

横須賀市土地開発公社公告第 3 号

令和 6 年度横須賀市土地開発公社事業報告は、5 月28日理事会において認定の議決を経ました。

その要領は次のとおりです。

令和 7 年 6 月25日

横須賀市土地開発公社

理事長 島 内 太 郎

令和 6 年度横須賀市土地開発公社事業報告書

本年度は保有土地の管理等の事業を行った。これらの事業実績及び運営状況は、次のとおりである。

3 借入金

借 入 区 分	長 期 借 入 金	合 計
期 首 残 高	2,320,000,000 円	2,320,000,000 円
当 期 増 減 高	△60,000,000	△60,000,000
期 末 残 高	2,260,000,000	2,260,000,000

4 業務の運営

(1) 会 議

理事会

第 1 回	令和 6 年 5 月28日	令和 5 年度事業報告及 び決算
第 2 回	令和 6 年12月 3 日	令和 6 年度補正予算及 び資金計画
第 3 回	令和 7 年 3 月18日	令和 7 年度事業計画及 び予算

(2) 人 事

ア 役員数 7 人

理 事 6 人
監 事 1 人
イ 職員数 6 人

(令和 7 年 3 月末現在)

横須賀市土地開発公社公告第 4 号

令和 6 年度横須賀市土地開発公社決算は、5 月28日理事会に
おいて認定の議決を経ました。
その要領は次のとおりです。

令和 7 年 6 月25日

横須賀市土地開発公社
理事長 島 内 太 郎

横須賀市土地開発公社

損 益 計 算 書
(令和 6 年 4 月 1 から令和 7 年 3 月31日まで)

(単位 円)

1 事業収益		
(1) 土地造成事業収益	37,800,000	37,800,000
事業総利益		<u>37,800,000</u>
2 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費及び一般管理費	7,217,895	7,217,895
事業利益		<u>30,582,105</u>
3 事業外収益		
(1) 受取利息	54,246	
(2) 雑収益	9,000	63,246
4 事業外費用		
(1) 支払利息	16,668,694	
(2) 手数料	13,255,000	29,923,694
経常利益		<u>721,657</u>
当期純利益		<u><u>721,657</u></u>

横須賀市土地開発公社

貸 借 対 照 表
(令和 7 年 3 月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 流動資産		
(1) 現金及び預金	67,249,840	
(2) 公有用地	<u>496,613,295</u>	
流動資産合計		563,863,135
2 固定資産		
(1) 投資その他の資産		
賃貸事業の用に供する土地	<u>1,860,940,296</u>	
固定資産合計		<u>1,860,940,296</u>
資産合計		<u><u>2,424,803,431</u></u>

負 債 の 部

1 流動負債		
(1) 未払金	81,786	
(2) 前受金	<u>4,285,483</u>	
流動負債合計		4,367,269
2 固定負債		
(1) 長期借入金	2,260,000,000	
(2) 受入保証金	<u>37,800,000</u>	
固定負債合計		<u>2,297,800,000</u>
負債合計		<u><u>2,302,167,269</u></u>

資 本 の 部		
1 資 本 金		
(1) 基 本 財 産	10,000,000	
資 本 金 合 計		10,000,000
2 準 備 金		
(1) 前 期 繰 越 準 備 金	111,914,505	
(2) 当 期 純 利 益	721,657	
準 備 金 合 計		112,636,162
資 本 合 計		122,636,162
負 債 資 本 合 計		2,424,803,431

注記事項

(重要な会計方針)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法
 公有用地 … 個別法による原価法を採用している。

2 固定資産の減価償却の方法
 無形固定資産 … 定額法を採用している。

3 消費税等の会計処理
 消費税等の会計処理 … 税込方式によっている。

(貸借対照表の注記)

1 長期借入金については、横須賀市の債務保証を受けている。

正 誤

令和 7 年 6 月 2 日付け横須賀市報号外第 107 号横須賀市告示第10号中「号外第 107 号」は「号外第10号」の、「横須賀市告示第10号」は「横須賀市告示第 107 号」のいずれも誤り